

## 「会津侍 若松つつん」利用の手引き

### ●申請手続きについて

【重要】申請には、下記の書類を必ず提出してください。

「会津侍 若松つつん」のロゴや画像を著作権者の会津若松市以外で利用される場合は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合や利用する場合や個人で楽しむ場合を除き、直接利用しようとする方からの事前の申請による許可を得ることが必要です。

①申請書（印鑑が必要です）

②利用する商品等の見本

※見本が添付できない場合、写真。図案や原稿等、確認できるものでOKです。

③企業・団体等の概要書（パンフレット等）

※個人の場合はプロフィールや活動内容が分かるものを添付してください。

◇食品に利用する場合は、次の書類を各1部、併せて提出してください。

④製造もしくは販売に係る保健所の営業許可書（写）または市内各店舗ごとの業務開始報告書（写）

⑤製造または販売する店舗一覧（様式自由）

●申請書に必要な事項をご記入のうえ、事務局へ郵送または持参してください。

【提出先】〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号  
会津若松市観光商工部観光課 0242-39-1251

●受付完了後、審査から利用許諾まで一定期間かかります。余裕をもってお早目に提出してください。

※修正等が必要な場合、上記の期間以上かかることがあります。

利用申請書提出→受付→（デザインの修正など調整作業）→審査→利用許諾

※新聞・テレビ・雑誌等報道関係機関が報道の目的に利用する場合は除きます。

●「会津侍 若松つつん」のロゴおよび画像には、コピーライト（©）を必ず付けてください。

利用許諾を受けた物件には、下記の表示を必ず付けてください。

【外国語表記】

© Aizuwakamatsu City

【日本語表記】

© 会津若松市

### ●個人で申請される方の添付書類

「プロフィールが分かるもの」について。

〔農業などの場合〕

主にどのようなものを生産されているのかなど、下記のような内容をお出しください。

- ・お名前
- ・ご住所
- ・電話番号
- ・お仕事の内容、取扱い品（生産している）など
- ・その他

〔商店などの場合〕

主な販売品やいつごろからお店をはじめたかなど、下記のような内容をお出してください。

- ・お名前
- ・ご住所
- ・電話番号
- ・お店の経歴、取扱い商品（生産している）など
- ・その他

●デザインや種類を増やしたい場合など、現在、利用中の方で、内容を変更する場合には、変更申請が必要です。

- ・キーホルダーのデザインを変えたい
- ・追加で色の数を増やしたい
- ・申請時より販売数が増えた

以前申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要になります。

（この場合許可番号は前回と異なります）

変更や追加があったときに使う申請書です。前回申請された物件の欄は全て記入し、追加変更後には変更する部分のみを記入してください。

●申請書に添付する「商品等の見本」について

商品（見本）の現物か、その画像、または商品の仕様書など、「会津侍 若松つつん」をどのように利用するか具体的にわかるものが必要です。また、コピーライト（©）の表記を入れて、サンプルの提出をお願いします。

〔商品〕

どんな商品になるのか、具体的なイメージが分かるものを提出してください。（POP、タグ、台紙等についても申請時にまとめてデザインを提出してください。）現物を提出できない場合は設計図等を提出してください。

〔パッケージ〕

どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。（シール・ラベル等を食品に張り付ける場合はシール等のデザイン案とシールを貼る商品の画像をつけてください。）

〔チラシ・パンフなど印刷物〕

印刷物の中で、どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。

●出来上がった商品は、現物を事務局へ郵送・持参してください。

商品等の場合は、完成品を提出してください。ホームページや広告の場合は、印刷したものの等を提出してください。

●利用期間満了後の在庫も、販売可能です。

許諾期間満了後において、商品等の在庫が残っているときは、当初の許可内容（商品の名称、販売小売価格・製造予定数）を変更しない限り、改めての変更の申請は不要で、期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き使用いただけます。

●利用にあたっての留意事項

①利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、会津若松市は一切の責任を負いません。

②利用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。

③利用許諾は、会津若松市が著作権を有する「会津侍 若松つつん」のロゴ、画像を使用することを許可するものであり、利用許諾を受けたものに権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

●次の場合、使用は許諾できません。

- (1) 法令等に違反するとき又はその恐れがある場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの
- (5) 特定の個人、政治、宗教、思想等の活動に使用する場合
- (6) キャラクター等の使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (7) キャラクター等のイメージを損なう恐れがあり、又は使用の趣旨に反する場合
- (8) 消費者金融又は高利貸しにかかるもの
- (9) 公序良俗に反するとき又はその恐れがある場合
- (10) 当該使用が、別記「フィギュア」及び「ロゴ」のデザイン、色彩、形態等との同一性を有しないと判断される場合
- (11) 前各号に掲げるもののほか、キャラクター等を使用することが適当でないと市長が認める場合